



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】改正育児法・女活推進法・パワハラ防止法

4月より育児介護休業法、女性活躍推進法、パワハラ防止法が改正されます。すべての企業が対象になるケース、企業規模により異なるケースがあります。御社に必要な対応を確認しましょう。

### 【育児介護休業法】雇用環境の整備

対象企業は？：すべての企業が対象

何を？：育児休業・出生時育児休業（産後パパ育休）に関して、①～④のいずれかを実施

- ① 研修の実施：全管理職が対象。可能であれば全労働者に実施
- ② 相談窓口・相談担当者を設置：実質的に対応可能な窓口を設置
- ③ 自社の育児休業取得事例を提供：イントラネット等、従業員が確認できる手段で提供
- ④ 育休取得促進について会社の方針を周知：ポスターやリーフレットで周知

### 【育児介護休業法】個別周知・意向確認

対象企業は？：すべての企業が対象。

対象労働者は？：妊娠・出産の申し出をした労働者またはその配偶者

何を？いつまでに？：①～④のすべてを実施。原則出産予定日の1か月前まで

どうやって？：面談、書面交付、FAX、電子メール等

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申出先
- ③ 育児休業給付について
- ④ 育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い



## ここがポイント

### ● 女性活躍推進法の改正

女性活躍推進法の改正は**対象企業の拡大**です。

301人以上の企業に義務付けられていた「一般事業主行動計画」の策定が**101人以上の企業が対象**になりました。

一般事業主行動計画では、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備、の中から1項目以上（301人以上は①・②から1項目ずつ合計2項目以上）を選び、契約期間や数値目標を盛り込みます。

## 労務Room Q & A

### Q

パワハラ防止法の改正内容は、どのようなものですか？

### A

パワハラ防止法（労働施策総合推進法）の改正も**対象企業が拡大**されることとなります。

パワハラ防止措置について、大企業のみで義務化されていたものが**4月より中業企業にも義務化**されます。パワハラ防止についての周知・啓発、窓口体制の整備など雇用管理上の必要な措置が義務づけられます。

# 【知るも知らぬも】 今月のトピックス

## 育児休業のジレンマ

4月からの育児介護休業法の改正事項について、1面の内容に加えて「育児休業取得者の対象者拡大」があります。契約社員について、雇用期間が1年未満の場合は、休業の対象外とする取り扱いが可能でしたが、4月より入社1年未満の契約社員も育児休業の対象になります。

ところで、育児介護休業法は今年2回（4月・10月）改正されます。その都度、就業規則（育児介護休業規程）の変更がともなうため改定作業に追われる業務負担は否めません。まとめて改定を行うことを選択する企業もあるやに聞きます。4月の改正内容を10月に遅らせて反映させるわけにはいきませんので、10月の改正事項を4月に前倒しで規定化させることになります。

ただし、この方式を採用しても、10月の改正事項については施行日まで改正前の規定が適用されます。

例えば、従前のパパ休暇制度が廃止となるのは10月です。4月時点で就業規則からパパ休暇の規定を削除して、出生時育児休業制度を設けたとしても9月までは二つの制度が併存することになります。

育児休業給付や社会保険料免除の改正も10月からです。改正施行日までには給付や負担免除の恩恵が連動しないケースが想定されます。春と秋にその都度変更するか、春にまとめて変更するか悩ましいところですが、自社の状況を踏まえてご検討ください。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

鯉：かつお

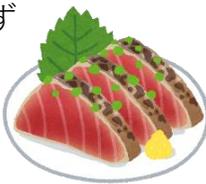
ご存知のように鯉には旬が2度あります。春から初夏のころ、南洋から日本列島に回遊してくる「初鯉」と、秋に北方から帰ってくる「戻り鯉」です。

脂の乗り具合は戻り鯉に軍配が上がりますが、鯉節にはサッパリとした初鯉が向いています。

「目には青葉山ほととぎす 初鯉」の一句は、春の到来を晴れやかに詠んだものでしょう。

英語では「skipjack」というそうで、薫風吹き渡る季節に店頭でみかけると思わずスキップしたくなります。

新生活を迎える方は、景気づけに鯉のたたきを食べて、ご自身に**喝**を入れてみてはいかがでしょうか。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



千葉城（亥鼻公園）

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



S R P II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者